資料６

こども誰でも通園制度について

令和8年4月より、こども誰でも通園制度は、全ての市町村において実施することになります。本市での実施内容の検討、実施事業者の認可において、子ども・子育て会議に意見聴取をいたします。

○「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度

○事業概要　※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱より

【実施施設】 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点　等
（※基準を満たしていれば施設類型は問わない）

【対象となるこども】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間】 こども一人当たり「月10時間」（上限）

【利用料】 1時間当たり 300 円程度を標準に徴収可

【利用方法】 定期利用（園・曜日・時間固定）／柔軟利用
（※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意））

【委託料単価】 一人1時間当たり　0歳児1,300 円／1歳児 1,100 円／2歳児900円
（※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算あり）

【実施方法】 一般型（専用室／在園児合同）／余裕活用型（空き定員活用）

【職員配置・設備基準】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

○本格実施に向けたスケジュール

令和7年8月	黒部市での実施内容、認可基準の検討
	↓　事業実施者、子ども・子育て会議への意見聴取
10 月 31 日	認可基準条例案作成〆
12 月	条例等改正
令和8年1月～3月	認可手続 ⇒ 子ども・子育て会議への意見聴取 ⇒ 設置認可 ⇒ 開所
4月1日	事業開始